

平成27年7月22日

平成27年度独立行政法人統計センター調達等合理化計画

独立行政法人統計センター

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成27年度独立行政法人統計センター調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1 調達の現状と要因の分析

(1) 統計センターにおける平成26年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は50件、契約金額は37.9億円である。また、競争性のある契約は47件（94%）、37.7億円（99.4%）、競争性のない契約は3件（6%）、0.2億円（0.6%）となっている。

平成25年度と比較して、競争性のない契約の割合が件数・金額ともに小さくなっている（件数は5.5%の減、金額は4.1%の減）が、主に、調達全体件数の増加によるものである。

なお、競争性のない随意契約3件のうち1件は、平成27年度から競争入札による調達へ移行した。

表1 平成26年度の統計センターの調達全体像

（単位：件、億円）

	平成25年度		平成26年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(84.6%) 22	(95.2%) 4.6	(92%) 46	(99.4%) 37.7	(209.1%) 24	(819.6%) 33.1
企画競争・公募	(3.9%) 1	(0.1%) 0.0	(2%) 1	(0.0%) 0.0	(0.0%) 0	(0.0%) 0.0
競争性のある契約（小計）	(88.5%) 23	(95.3%) 4.6	(94%) 47	(99.4%) 37.7	(204.3%) 24	(819.6%) 33.1
競争性のない随意契約	(11.5%) 3	(4.7%) 0.2	(6%) 3	(0.6%) 0.2	(0.0%) 0	(0.0%) 0.0
合計	(100%) 26	(100%) 4.9	(100%) 50	(100%) 37.9	(192.3%) 24	(773.5%) 33.0

（注1）計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注2）比較増△減の（）書きは、平成26年度の対25年度伸率である。

(2) 統計センターにおける平成26年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は14件(29.8%)、契約金額は6.6億円(17.5%)である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が、件数は横ばい、金額は小さくなっている(件数は0.6%の減、金額は68.8%の減)が、主に、2者以上の応札による高額な契約が増加したことから、金額の割合に影響したものである。

表2 平成26年度の統計センターの一者応札・応募状況 (単位：件、億円)

		平成25年度	平成26年度	比較増△減
2者以上	件数	16 (69.6%)	33 (70.2%)	17 (213.3%)
	金額	0.6 (13.7%)	31.1 (82.5%)	30.5 (518.3%)
1者以下	件数	7 (30.4%)	14 (29.8%)	7 (200.0%)
	金額	4.0 (86.3%)	6.6 (17.5%)	2.6 (165%)
合計	件数	23 (100%)	47 (100%)	24 (209.1%)
	金額	4.6 (100%)	37.7 (100%)	33.1 (819.6%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、平成26年度の対25年度伸率である。

2 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、一括調達に関する調達及び一般競争に係る応札要件の見直しについて、状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 一括調達に関する調達

平成27年国勢調査集計の準備等に係る派遣業務に関する調達において、契約期間及び業務内容が類似する案件について、規模の経済性を活用するとの理由から、以下の取組を実施することにより経費の節減を目指す。

【当該取組で見込まれる結果：予定経費の削減など】

① 一括調達の実施

(2) 一般競争に係る応札要件の見直し

平成27年国勢調査の集計に係る分類格付業務の調達において、納品物の品質を確保しつつ、競争性を確保するとの理由から、以下の取組を実施する。

【当該取組で見込まれる結果：競争性の向上など】

① 入札参加資格審査方法の見直し

3 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

（1）随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件（少額による随意契約は除く。）については、総務担当理事を総括責任者とする随意契約適正化検証チーム（以下「検証チーム」という。）に報告し、会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

【点検・実施結果】

（2）不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

統計センターでは、予定価格漏洩といった調達に関する不祥事の発生を未然に防ぐ観点から、予定価格を作成後、開札までの間、記載した内容の漏洩が起きないように厳重な保管を行う。

【実施結果】

4 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5 推進体制

（1）推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総務担当理事を総括責任者とする調達等合理化推進検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 総務担当理事

副総括責任者 管理部長

メンバー 経営審議室長、統計編成部長、統計情報・技術部長、財務課長、財務企画監

（2）契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、競争性のない新たな随意契約、2か年度連続の一者応札・応募案件などに該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6 その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、統計センターのホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。